

福祉医療助成制度の再構築について

2017年7月12日 石川たえ

【制度実施の方向性】精神障害1級、重度の難病患者（330疾患）に制度拡充

- 乳幼児・一人親家庭医療は現行据え置き
- 障害者医療は一医療機関あたり月3回目からも優良、入院、通院、院外調剤それぞれで一医療機関あたり1日500円以内
- 複数医療機関受診の月額上限は3000円の引き上げにとどめる
- 現在の老人医療費対象者のうち、1級以外の精神、重度以外の難病患者、約36,300人は制度の対象からはずす

【府の説明】

- 今回の再構築は精神障害者、難病患者への対象拡充など新しい重度障害者医療の助成制度に関するものである
- 府政の緊急課題としてこどもの貧困対策の重要性が増している
- こどもに関わる負担の引き上げについて議会・市町村から慎重に検討すべきとの意見が多い
- 乳幼児・一人親家庭医療と障害者医療では受益（助成額）に差異がある

【市町村からの意見書】

- 「こどもに関わる負担引き上げについては慎重に」が多いというが、障害者・高齢者医療を含む福祉医療助成の見直しについて慎重にという意見書が多数。

【福祉医療助成が見直しされても国の公費負担で対応できる!?!】

- 国の公費負担医療制度等の種類
- 老人医療助成制度・障害者医療助成度の年間助成額（一人当たり）
- 福祉医療助成制度を見直しても国の公費負担があるから患者への負担は大丈夫というウソ
- 高齢者になれば多かれ少なかれ障害がうまれる。この層を制度から追い出す冷たさ

【府民から上がっている声】

【この間の運動での変化】

- 複数医療機関での上限は 4500 円の計画→3000 円に
- 子ども・一人親も対象→据え置きに
- 高齢者医療廃止→2 年の激変緩和に
- H29 年 11 月実施→H30 年 4 月実施に

【今後の動き】

- H30 年 4 月実施にむけて市町村での制度設計が始まる
- 自動償還払いを府はすすめるというが、府は指導するのみ。実施検討は市町村

【たたかいの方向性】

- ① 負担増、対象はずしをしないように府に求めるよう要求するとともに、市町村での独自施策を求める
- ② こども、精神障害者、難病患者への拡充を求める
- ③ 障害者や難病患者の実態と声をつかみ、議会に届けるとともに合意形成をはかりつつ進めるように求める

障害者・老人医療費助成制度 府の見直し案

現行

見直し案

2018年4月から

対象者

障害者
老人

<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害1、2級 ・重度知的障害 ・中度知的障害と身体障害の重複
65歳以上で <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害1、2級 ・重度知的障害 ・中度知的障害と身体障害の重複
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害 ・難病患者 ・結核患者

現行に <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害1級を追加 ただし精神病床への入院は対象外 ・重度難病患者を追加
--

障害者医療に統合

1級以外の精神障害、重度以外の難病患者、結核患者は2021年3月末限りで廃止

患者負担

窓口負担
院外薬局
1医療機関での1か月の負担上限
複数医療機関での1か月の負担上限

1回500円
負担なし
2回まで有料（1000円） 3回目から無料
2500円

1回500円
1回500円
3回目からも有料
3000円

福祉医療費助成制度 市町村・4医療別補助対象者数一覧（平成28年度実績）

（単位：人）

市町村名	老人	障がい		乳幼児	合計
大阪市	38,259	18,638	60,307	69,910	187,114
堺市	13,973	5,693	19,161	22,930	61,757
岸和田市	3,224	1,609	5,840	6,041	16,714
豊中市	4,816	2,377	6,520	7,899	21,612
池田市	1,319	601	1,854	2,183	5,957
吹田市	4,638	2,361	5,680	7,897	20,576
泉大津市	1,233	502	1,833	2,068	5,636
高槻市	5,804	2,449	5,932	7,592	21,777
貝塚市	1,445	666	2,447	2,521	7,079
守口市	2,161	969	3,199	3,372	9,701
枚方市	5,551	2,672	8,007	9,127	25,357
茨木市	3,419	1,914	5,133	6,543	17,009
八尾市	4,121	1,831	5,992	6,960	18,904
泉佐野市	1,718	854	2,477	2,628	7,677
富田林市	1,799	1,095	2,993	2,748	8,635
寝屋川市	3,373	1,594	5,543	6,317	16,827
河内長野市	1,798	697	2,256	2,332	7,083
松原市	1,901	884	3,340	3,209	9,334
大東市	1,689	890	3,597	3,382	9,558
和泉市	2,467	1,413	4,253	5,197	13,330
箕面市	1,517	810	2,112	2,821	7,260
柏原市	1,079	433	1,601	1,798	4,911
羽曳野市	1,814	840	2,568	2,821	8,043
門真市	1,964	876	3,453	3,450	9,743
摂津市	1,159	557	2,028	2,406	6,150
高石市	898	374	1,358	1,450	4,080
藤井寺市	920	429	1,498	1,670	4,517
東大阪市	7,355	3,221	10,656	13,004	34,236
泉南市	1,054	509	1,582	2,288	5,433
四條畷市	796	426	1,475	1,428	4,125
交野市	1,203	545	1,503	1,721	4,972
大阪狭山市	769	316	1,215	1,389	3,689
阪南市	1,052	387	1,546	1,488	4,473
島本町	450	188	527	598	1,763
豊能町	369	128	176	262	935
能勢町	250	162	154	192	758
忠岡町	336	153	442	526	1,457
熊取町	709	366	943	1,113	3,131
田尻町	137	44	243	198	622
岬町	349	159	322	257	1,087
太子町	182	105	262	344	893
河南町	273	129	222	441	1,065
千早赤阪村	118	40	59	93	310
合計	129,461	60,906	192,309	222,614	605,290

背景・必要性

◆背景

- 障がい福祉サービス・公費負担医療等が障がい種別に関わらず共通の制度の下で一元的に提供する仕組みが確立され、難病も障がい福祉サービスの対象となっているが、障がい者医療では精神障がい者・難病患者が対象外。
- 裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者は児童扶養手当の支給対象になっているが、ひとり親家庭医療では対象外。
- 高齢化の進展・医療の高度化に伴う医療費の増嵩や福祉医療の再構築における対象拡充により、今後所要額が増加することが見込まれる(後述)。

◆必要性

- 時代の要請から、精神障がい者・難病患者やDV被害者への対象拡充等が必要。
- 持続可能な制度構築の観点から対象者・給付の範囲を真に必要な者へ選択・集中するとともに、受益と負担の適正化を図ることが必要。

現行制度の概要

区分	対象者	所得制限
老人医療	65歳以上で ①障がい者医療対象者 ②ひとり親家庭医療対象者 ③特定疾患治療研究事業実施要綱(H27年1月改正以前)に規定する疾患(一部を除く)を有する者 ④感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核医療を受けている者 ⑤障害者総合支援法に基づく精神通院医療を受けている者	①障がい者医療と同じ ②ひとり親家庭医療と同じ ③④⑤ 二人世帯 2,590千円以下
障がい者医療	①身体障がい者手帳1、2級所持者 ②重度の知的障がい者 ③中度の知的障がい者で身体障がい者手帳所持者	障がい基礎年金の全部支給停止の所得基準を準用 単身世帯 4,621千円以下
ひとり親家庭医療	①ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ②上記の子を監護する父または母 ③上記の子を養育する養育者	児童扶養手当の一部支給の所得基準を準用 二人世帯 2,300千円未満
乳幼児医療	就学前児童	四人世帯 3,570千円未満
一部自己負担額	1医療機関あたり、入通院1日につき500円以内(月2日限度) 1か月あたり2,500円を超える額を償還	

障がい者医療

◆精神障がい者・難病患者への対象拡充

精神障がい者については、身体障がい者手帳1・2級と認定基準が概ね同じである精神障がい者保健福祉手帳1級所持者に対象拡充。

同様に、難病患者については、難病法の助成対象者のうち、障がい年金1級(または特別児童扶養手当1級)該当者に対象拡充。

◆精神病床への入院の取扱い

精神医療の現場の専門家の意見や精神病床入院患者の入院実態などから、3月限定での助成が望ましいものの、様々な課題があることから、今回の再構築では助成対象外とし、今後、精神障がい者の地域移行を充実・強化しつつ、引き続き検討。

なお、身体障がい者等の精神病床への入院に対する助成についても助成対象外とする(ただし、経過措置期間を3年(平成33年3月末まで)設定する)。

【理由】

- 国の精神障がい者の地域移行促進の取組みとの整合性を担保する必要がある。
- 期間限定での助成の場合、入院期間の把握が不可欠であり、現物給付が困難であるが、現状では、入院履歴を把握する仕組みがなく、市町村における償還払いの事務処理が相当量発生することに懸念がある。
- 期間限定の助成の場合、月額上限額が大幅に引き上がる。

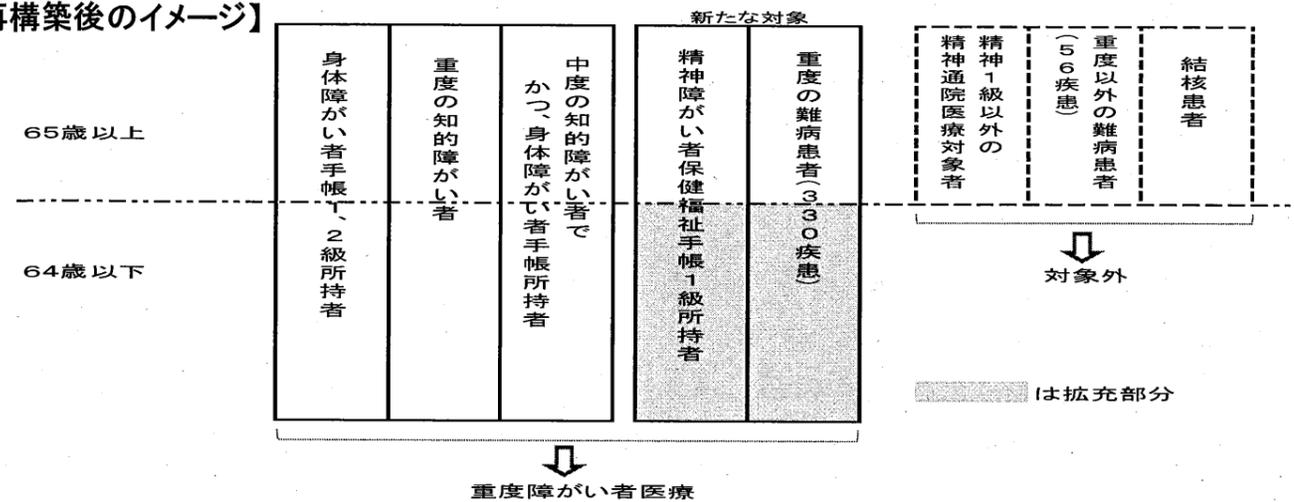
◆老人医療との整理・統合

重度障がい者以外の老人医療対象者は対象外とするが、経過措置期間を3年(平成33年3月末まで)設定する(65歳以上のひとり親家庭医療対象者はひとり親家庭医療において対象)。

【理由】

- 長期の経過措置を設定した場合、再構築以降、対象とならない65歳以上の無資格者との不公平感が大きくなり、行政サービスとしてバランスを欠く。
- 本来の助成対象者に加え、経過措置対象者の資格管理も必要となり、事務が煩雑となるため、長期の経過措置の設定について否定的な市町村がある。

【再構築後のイメージ】



ひとり親家庭医療

資料3 裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者に対象拡充。

訪問看護

重度障がい者訪問看護利用料助成制度（平成29年1月から福祉医療費助成制度との自己負担の差を解消）と整理・統合し、福祉医療において訪問看護ステーションが行う訪問看護に助成拡充。

全国	平成13年5月	平成20年4月	平成24年4月
訪問看護ステーション数	4,468ヶ所	5,479ヶ所	6,049ヶ所
訪問看護を行う医療機関数	3,052ヶ所	2,561ヶ所	1,860ヶ所

所要額の将来推計

(1) 医療費の増嵩（自然増）による将来推計

（単位：人、億円）

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
4医療合計										
対象者	613,600	615,500	617,600	620,000	622,600	625,500	628,700	632,100	635,800	639,700
所要額	200.5	204.2	207.2	210.3	213.5	216.8	220.3	223.9	227.7	231.7

(2) 再構築における将来的な増減推計（中位）

（単位：人、億円）

	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
精神障がい者										
対象者	6,000	9,500	13,200	17,300	17,900	18,600	19,300	20,100	20,900	21,700
所要額	8.5	13.4	18.8	24.4	25.4	26.3	27.4	28.5	29.6	30.7
難病患者										
対象者	900	900	1,000	1,000	1,100	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500
所要額	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9
DV被害者										
対象者	100	100	100	200	200	200	200	200	300	300
所要額	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
訪問看護										
対象者	3,600	4,200	5,000	5,800	5,900	6,100	6,300	6,500	6,700	7,000
所要額	2.1	2.5	2.9	3.5	3.9	4.4	4.5	4.6	4.7	4.9
老人医療										
対象者	0	0	▲36,300	▲36,300	▲36,300	▲36,300	▲36,300	▲36,300	▲36,300	▲36,300
所要額	0.0	0.0	▲15.0	▲15.0	▲15.0	▲15.0	▲15.0	▲15.0	▲15.0	▲15.0
合計										
対象者	10,600	14,700	▲17,000	▲12,000	▲11,200	▲10,300	▲9,300	▲8,200	▲7,000	▲5,800
所要額	11.1	16.4	7.4	13.6	15.0	16.5	17.7	19.0	20.2	21.6

※所要額は府負担の補助金ベース（市町村も同額負担）

一部自己負担額

受益と負担の適正化の観点から、院外調剤について自己負担を導入するとともに、1医療機関あたりの月額上限（月2日限度）は撤廃し、入院・通院・院外調剤それぞれで1医療機関あたり1日500円以内とする。

月額上限額（現行2,500円）については、再構築に伴う所要額増を自己負担で賄うことを前提にしつつ、3,000円の引上げにとどめる。

ただし、乳幼児医療・ひとり親家庭医療については、現行制度を維持する。

【理由】

○今回の再構築の多くは、精神障がい者・難病患者への対象拡充など、新しい重度障がい者医療費助成制度に関するものである。

○府政の緊急課題として、子どもの貧困対策の重要性が増している。

○子どもに係る負担の引上げについて、議会・市町村から慎重に検討すべきとの意見が多い。

○乳幼児医療・ひとり親家庭医療と障がい者医療では、受益（助成額）に差異がある。

【再構築後の医療別一部自己負担額】 ☆再構築部分に係る一般財源投入額は6.3億円

区分	1日あたりの負担額	月2日限度	院外調剤への自己負担	月額上限額
障がい者医療※	1医療機関あたり500円以内/日（現状維持）	撤廃	1薬局あたり500円以内/日	3,000円
ひとり親家庭医療		あり（現状維持）	なし（現状維持）	2,500円（現状維持）
乳幼児医療				

※老人医療の経過措置対象者を含む。

【参考：1人あたりの年間助成額・1人1月あたり受療日数】

	1人あたり年間助成額（府・市町村計）			1人1月あたり受療日数	
	助成額（平成27年度）	うち院外調剤	助成額に占める割合	入院	入院外
障がい者医療※	122,852円	31,307円	25.5%	22.9日	8.6日
65歳以上	104,753円	24,770円	23.6%	22.6日	9.1日
64歳以下	159,987円	44,720円	28.0%	24.2日	7.6日
ひとり親家庭医療	30,071円	6,825円	22.7%	9.5日	4.2日
乳幼児医療	29,199円	5,708円	19.5%	6.7日	3.6日

※老人医療を含む。

実施時期

平成30年4月診療分より実施

老人医療費助成制度・障がい者医療費助成制度の1人あたり年間助成額
(府・市町村計・平成27年度実績)

区分		1人あたり年間助成額
老人医療(65歳以上)	重度障がい者等	115,031円
	難病患者	74,774円
	結核患者	125,869円
	精神通院医療対象者	76,900円
障がい者医療(64歳以下)	重度障がい者	159,987円

2019.5.23

市町村国民健康保険 地単事業実施に伴う療養給付費等負担金の減算額(ペナ額)

市町村別

単位:千円

	H27	H26	H25	H24	H23
1 大阪市	813,751	793,939	790,192	724,538	835,140
2 堺市	251,997	240,627	236,295	245,633	247,354
3 岸和田市	56,811	56,605	55,941	55,371	58,819
4 豊中市	99,621	92,236	91,250	94,765	95,857
5 池田市	22,011	21,805	23,295	20,778	21,097
6 吹田市	89,223	83,371	93,198	88,436	92,940
7 泉大津市	25,684	22,950	22,416	22,116	23,847
8 高槻市	97,962	89,227	86,882	87,837	93,002
9 貝塚市	25,551	21,019	20,464	21,784	24,184
10 守口市	37,945	34,354	34,944	34,350	38,307
11 枚方市	94,260	89,266	84,976	84,441	91,322
12 茨木市	72,240	69,135	65,030	62,784	63,054
13 八尾市	82,161	70,277	72,666	68,788	71,878
14 泉佐野市	27,541	24,335	25,654	26,330	26,296
15 富田林市	40,449	35,584	27,826	27,763	32,173
16 寝屋川市	66,229	64,294	64,166	59,908	59,276
17 河内長野市	29,223	27,006	24,400	26,199	25,217
18 松原市	44,334	40,982	38,357	39,987	41,474
19 大東市	38,675	37,475	39,534	34,419	35,542
20 和泉市	51,474	46,958	44,577	43,007	45,754
21 箕面市	29,740	28,974	25,374	25,370	27,633
22 柏原市	18,065	16,364	16,976	15,507	16,014
23 羽曳野市	28,906	26,709	24,975	26,296	29,898
24 門真市	39,609	37,748	36,911	36,768	35,366
25 摂津市	24,963	26,031	25,465	24,594	26,966
26 高石市	16,411	16,111	16,068	15,597	23,189
27 藤井寺市	17,712	16,680	14,973	14,940	14,521
28 東大阪市	176,927	163,327	164,176	165,389	166,131
29 泉南市	21,660	19,696	18,707	18,225	18,451
30 四条畷市	16,344	15,159	15,284	15,221	15,881
31 交野市	18,468	17,350	15,460	16,089	14,368
32 島本町	8,324	6,890	7,418	6,429	5,937
33 豊能町	3,743	2,651	3,784	2,845	2,828
34 能勢町	2,200	2,114	2,407	2,298	2,322
35 忠岡町	5,101	5,027	4,800	5,573	4,354
36 熊取町	13,488	11,880	12,957	11,111	10,136
37 田尻町	1,810	2,025	1,376	1,006	1,118
38 阪南市	14,460	13,529	14,264	13,026	13,211
39 岬町	3,688	1,399	3,255	3,191	3,570
40 太子町	3,207	3,198	3,068	2,810	2,672
41 河南町	3,512	4,351	3,961	3,584	4,077
42 千早赤阪村	2,512	1,674	1,516	1,377	1,364
43 大阪狭山市	14,935	13,816	13,289	11,932	12,345
市町村計	2,552,925	2,414,148	2,388,530	2,308,411	2,474,889

事業別

老人	778,320	677,174	621,929	595,133	578,590
乳幼児	540,737	511,328	475,168	420,374	417,148
母子	432,144	431,498	440,805	417,716	491,845
障害者	801,724	794,148	850,628	875,188	987,306
市町村計	2,552,925	2,414,148	2,388,530	2,308,411	2,474,889

・療養給付費等負担金の負担割合は、H23までは34%、H24以降は32%



自立支援医療(精神通院)制度について

この制度は、指定を受けた自立支援医療機関での通院による精神疾病の治療に対し、治療費の一部を公費負担する制度です。

制度を利用するには、お住まいの市町村の担当課に自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書を提出し、自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受ける必要があります。

しよ とく く ぶん
所 得 区 分

区分	所得状況	高額治療継続者 (重度かつ継続)	月額自己負担上限額
市町村民税非課税	生活保護世帯		0円/月(生保)
	本人所得 80万円/年以下		2,500円/月(低1)
	本人所得 80万円/年超		5,000円/月(低2)
市町村民税課税	市町村民税(所得割)が 3万3千円/年未満	該当	5,000円/月(中間1)
		非該当	医療保険の自己負担限度額
	市町村民税(所得割)が 3万3千円/年以上、23 万5千円/年未満	該当	10,000円/月(中間2)
		非該当	医療保険の自己負担限度額
	市町村民税(所得割)が 23万5千円/年以上	該当	20,000円/月 ※ (一定以上)
		非該当	制度対象外

※市町村民税(所得割)が23万5千円以上で高額治療継続者に「該当」する方は、経過措置として認定を受けることができます。



平成27年7月1日から、難病の方へ向けた 難病医療費助成制度の 対象疾病が拡大します

■ 平成27年7月1日から

難病医療費助成制度の対象疾病（指定難病）が**306疾病**に拡大されます。
（既存の110疾病に196疾病*が追加となります）

※ 対象となる疾病一覧は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。
「難病対策」で検索可能です。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nanbyou/index.html

難病対策

検索

- 追加される疾病の患者さんで、症状が一定程度以上または高額な医療費*を支払っている場合は、医療費助成制度を利用できるようになります。
※ 対象となる疾病の月ごとの医療費総額が、33,300円を超える月が年間3回以上ある場合です。
- 医療費助成の申請がなされた場合、一定の要件を満たすことにより対象となる疾病の医療費の自己負担が軽減されることを説明してください。
- 医療費助成を希望する患者さんには、申請手続きの詳細について、お住まいの都道府県の担当窓口にお問い合わせするように説明してください。
- 疾病の概要、診断基準、診断書（臨床調査個人票）は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062437.html>

1. 制度の概要

- 指定難病の医療費の自己負担割合が3割から2割※に引き下げられます。
 - ※ 医療保険上で3割負担となっている患者さんの負担割合が2割となります。
1割負担の患者さんの負担割合は変わりません。
- 指定難病の特性に配慮し、外来・入院の区別を設定しないで、世帯の所得に応じた医療費の自己負担上限額（月額）が設定されます。
- 自己負担上限額は、受診した複数の医療機関などの自己負担をすべて合算した上で適用されます。

階層区分	区分の基準(市町村民税)	自己負担上限額(月額)		
		一般	高額難病治療継続者※1	人工呼吸器等装着者※2
生活保護世帯	—	0円	0円	0円
低所得Ⅰ	非課税(世帯)本人収入:~80万円	2,500円	2,500円	1,000円
低所得Ⅱ	非課税(世帯)本人収入:80万円超	5,000円	5,000円	
一般所得Ⅰ	課税以上7.1万円未満	10,000円	5,000円	
一般所得Ⅱ	7.1万円~25.1万円未満	20,000円	10,000円	
上位所得	25.1万円以上	30,000円	20,000円	

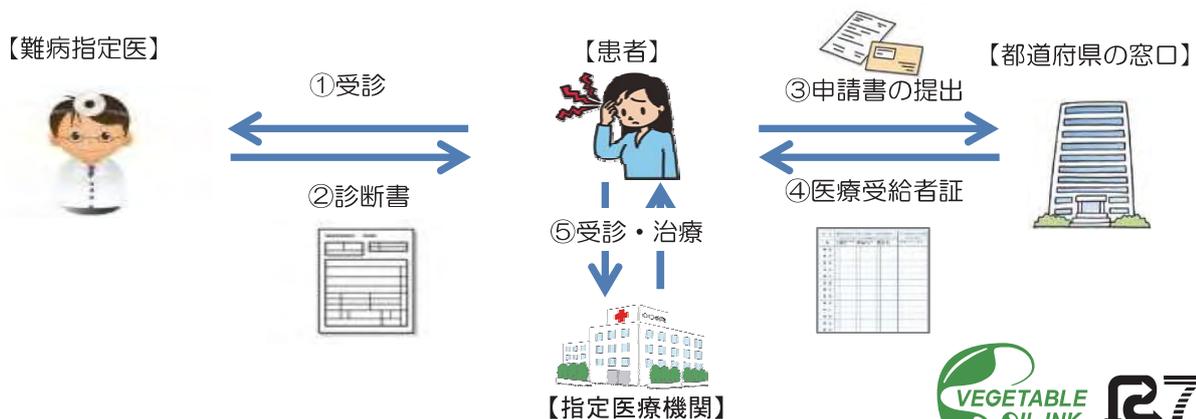
※1 月ごとの指定難病の医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合です。
 ※2 人工呼吸器などを装着している方の場合は、所得に関係なく一律1,000円となります。

2. 難病医療費助成制度に関する申請について

- 申請の際には次の書類が必要となります。
 - ① 診断書（臨床調査個人票）
 - ② 申請書（指定難病医療費支給認定用）
 - ③ 公的医療保険の被保険者証のコピー
 - ④ 市町村民税の課税状況の確認書類
 - ⑤ 世帯全員の住民票の写し

なお、都道府県の窓口から申請者（患者さん）に対して、①から⑤以外の書類の提出を求める場合があります。
- 申請方法
お住まいの都道府県の窓口提出するように、患者さんに説明してください。

3. 難病医療費制度の申請の流れ



乳幼児医療費助成府内市町村実施状況一覧

平成29年4月現在

市町村名	通院		入院		備考
	対象年齢	所得制限	対象年齢	所得制限	
大阪市	中学校卒業年度末	一部なし※	中学校卒業年度末	一部なし※	※小学校卒業年度末までは所得制限なし。
堺市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
岸和田市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
豊中市	小学校卒業年度末	なし	小学校卒業年度末	なし	
池田市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
吹田市	中学校卒業年度末	一部なし※	中学校卒業年度末	一部なし※	※入・通院就学前までは所得制限なし
泉大津市	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
高槻市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
貝塚市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
守口市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
枚方市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
茨木市	小学校卒業年度末	なし	小学校卒業年度末	なし	
八尾市	中学校卒業年度末	一部なし※	中学校卒業年度末	一部なし※	※0歳児のみ所得制限なし。
泉佐野市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
富田林市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
寝屋川市	18歳到達年度末	なし	18歳到達年度末	なし	
河内長野市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
松原市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
大東市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
和泉市	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
箕面市	18歳到達年度末	なし	18歳到達年度末	なし	
柏原市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
羽曳野市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
門真市	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
摂津市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
高石市	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
藤井寺市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
東大阪市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
泉南市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
四條畷市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
交野市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
大阪狭山市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
阪南市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
島本町	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
豊能町	18歳到達年度末	あり	18歳到達年度末	あり	
能勢町	18歳到達年度末	なし	18歳到達年度末	なし	
忠岡町	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
熊取町	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
田尻町	18歳到達年度末	なし	18歳到達年度末	なし	
岬町	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
太子町	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
河南町	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
千早赤阪村	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	